

道徳教育における「自律」概念に関する一考察

—カントの「最高善」概念に着目して—

基礎教育学コース 土屋 創

A Study on the Concept of "Autonomy" in Moral Education:
Focusing on the Concept of the Highest Good in Kant's Moral Theory

Hajime TSUCHIYA

This paper explores the problem of moral development in Immanuel Kant's critical thought by analyzing Kant's understanding of the concept of the highest good and its relationship with the idea of God. Several studies have demonstrated the importance of the concept of autonomy in Kant's moral philosophy and its contribution to Kant's discussion of moral education. In order to clarify the meaning of the concept of autonomy, this paper focuses on how the concept of the highest good and the idea of God relate to the concept of autonomy in Kant's moral theory.

論文目次

1. はじめに
2. 「最高善」概念と「神」の理念
3. 「根本悪」の克服
4. 「自律」概念との関係をめぐって
5. おわりに

1. はじめに

本稿の目的は、カント（Immanuel Kant 1724-1804）の思想における「最高善」概念および「神」の理念を考察の対象として据えることにより、そのような概念および理念が、人間における「自律」および道徳的あり方をめぐる議論や道徳的陶冶に関する議論においてどのように位置づけられるのかという点について、その一端を明らかにすることである。本稿における中心的な論点は、端的に以下の二点にまとめることができる。一つは、カントにおける「最高善」概念および「神」の理念は、「意志の自律」を擁護するための必要な要素として位置づけられていたと解釈することが可能であるという点であり、いま一つは、「神」の概念あるいは理念が、「自律」の原理を根底に置きつつ、「定言命法」が「神的命令」として見なされ、人間の道徳的あり方を反省的に明らかにするものとして位置づけられることを通じて、自らの道徳性それ自身の自己吟味を可能にする議論と密接に結びついていたのではない

かと解釈することができるという点である¹⁾。

カントにおける「最高善」概念は、『純粋理性批判』（1781, 1787）および『実践理性批判』（1788）において議論の対象となっており、「神」の理念については、『神の現存在の論証の唯一可能な証明根拠』（1763）、『純粋理性批判』における「神の現存在」の証明不可能性に関する議論を含めた「純粋理性の理想」をめぐる議論、「神の現存在」の要請を論点の一つとする、『実践理性批判』における「純粋実践理性の弁証論」、さらに、『判断力批判』（1790）の「目的論」をはじめとする複数の箇所において言及がある。また、上記の三批判書が刊行されて以降も、『たんなる理性の限界内の宗教』（1793, 1794）〔以下、『宗教論』と略記〕、『諸学部争い』（1798）などの諸著作において、「神」の理念に関する記述が見られる。カントにおける「最高善」概念および「神」の理念が人間の道徳的陶冶の議論に対して一定の関係があるという点に関して、たとえば宇都宮は、『実践理性批判』の「おのおのの自由な意志それ自身の本質的な法則は [...] それでもなお最高存在者の命令と見なされなければならない」（V 129）という箇所に着目し、道徳的なあり方が、道徳的な法則を「最高存在者」としての「神」の命令と見なすことと不可分であることを示している〔宇都宮 1998〕。また、ディセンゾはカントの宗教哲学における「神」の理念および「原像（Urbild）」概念の位置づけについて論じるとともに、これらの理念、概念が

「自律」の原理に沿って議論されているという点について詳述している [DiCenso 2013]。

カントの思想は、とりわけ「道徳教育」とのかかわりにおいては、人間における「自由」をいかなる位相から解釈するべきかという問題を理解するための手がかりとして、あるいは「他律」から「自律」への移行という教育理論上の課題を提起するものとして着目されている。近年においては、教育のプロセスにおいて生じる強制と子どもの自由との両立可能性をカントの「自由」論に即して論じる試み [鈴木 2009] や、カントが教育論において用いた「道徳化 (Moralisierung)」概念の内実を精査し、「世界市民的な教育論」を『教育学』(1803) のなかを読み取ろうとする議論 [大森 2013] などが提示されており、教育における「強制」と子どもの「自由」はたんに「矛盾」として論じられるものではなく、むしろこのような論点それ自体にカントの教育論の豊かさを見出していこうとする方向性が提起されている。

ところで、このような議論においては、「神」は「意志の他律」の要因と見なされ、否定的に位置づけられることが少なくないように思われる [cf. 倉本 2012]。確かに、「意志の自律」において、カントはそこに「神」が直接的に介在する余地を与えていない。しかし、カントが「神」を論じる文脈に鑑みるならば、「意志の自律」に対する否定的側面だけではなく、「意志の自律」における積極的側面を見出すことも可能なのではないだろうか。そして、こうした「自由」および「自律的自己」、またそれらに基づく「道徳性の陶冶」を考えようとする場合に、「神」の理念および「最高善」概念はどのように位置づくのであろうか。この点について検討を試みるのが本稿の課題である。

したがって、本稿では次のような段階を踏みながら上述の課題の検討を行う。まず第二節においては、『実践理性批判』を主なテキストとして、「最高善」の概念および「最高善」概念における「神の現存在」の要請について論じるとともに、「最高善」概念が人間における「道徳性」の展開とどのように関わりうるのかという点について分析を行う。「最高善」の概念と「神」の理念は、「道徳性の陶冶」との関係において「意志の他律」の視点から否定的に論じられる場合も見られるが、ここではその積極的側面を描き出すことを試みたい。第三節では、『宗教論』第一編におけるカントの「素質」論に着目し、「道徳的素質」をめぐる議論から「神」の理念の位置づけを考察するとともに、その射程を明らかにする。そして、第四節においては

『オプス・ポストゥムム』における記述を手がかりとして、「定言命法」と「神」の理念とをめぐるカントの議論について検討を行うとともに、「自律」と「神」の理念の関係について考察する。

2. 「最高善」概念と「神」の理念

前節の冒頭で述べたように、本稿の論点の一つは、「神」の概念が「意志の自律」を担保するための不可欠な要素を構成しているという点にある。この点を検討するために、本節では、「最高善」における「神の現存在」の要請を考察の対象として据える。というのも、人間が道徳的に生きるための努力を遂行すること、すなわち「意志が道徳法則に完全に適合している」状態を一つの理念として想定し、その理念を試金石として「道徳的に行い」を遂行しようとすることの論理的基盤において、人間の道徳的なあり方と「最高善」における「神」の理念との関係が生じると考えられるからである。

ここで、「最高善」をめぐるカントの議論を参照しつつ、「道徳性」と「神」の理念の関係のあり方を確認したい。周知の通り、『実践理性批判』の「弁証論」におけるカントの記述によれば、「最高善」とは「完全なる善」のことであり、その構成要素は「徳 (Tugend)」と「幸福 (Glückseligkeit)」である。「徳」は、「意志の自律」に基づいて意志と道徳法則との完全な適合に向けて努力することを指し、「幸福」は、理性的存在者にとって物事が「希望と意志の通り」〔強調は原文〕(V 124) になることであると規定されている。そして、これら二つの要素が「徳」を最上の制約として結合していることをカントは「最高善」と呼び、これを実現することは「道徳法則によって決定される意志の必然的な客体」であると論じている (V 122)。「最高善」の可能性の前提として「神の現存在」が要請されるのはこのような文脈においてである。ここにおいて、「神の現存在」は、道徳法則と不可分に結びつくとともに、「道徳性」とそれに比例した「幸福」との間に必然的な連関を生じさせる根拠となっている。このような事態について、カントは次のように論じている。

ところで、最高善を促進することはわれわれにとつての義務に他ならなかった。それゆえに、この最高善の可能性を前提することは、たんに許容されてあるにとどまらず、必要としての義務に結びついた必

然でもある。この最高善は、神の現存在という制約のもとでのみ生じるから、神の現存在の前提は、義務と不可分に結びついている。言い換えるならば、このようにして神の現存在を想定することは道徳的に必然的なのである。(V 125)

このように、「最高善」の実現に向けて努力し、これを促進することが義務であるという立場に立つならば、その最高善の可能性を前提とすることも「義務」と結びつき、「必然」として捉えられなければならない。カントによれば、そのような条件下において、「神の現存在」を想定することは「義務」と分かち難く結びつくとともに、「道徳的に必然的」なこととなるのである²⁾。反対に、「最高善」を促進することが義務ではないという立場を採用すること、すなわち、道徳法則のうちに「最高善」の概念が含まれていないと考え、その実現の不可能性を容認し、肯定することについては、その帰結として、「根本において空虚で客体を持たないような概念の客体を目指して努力すること」が「実践的に不可能」なものとして認識されることとなり、道徳法則による行為そのものの価値を無いものとして考えるような思考を形成することになってしまおうとして、カントは斥けている (V 143)。カントにとって、「最高善」を促進することは「道徳法則と不可分に結びついて」いるため、「最高善」の不可能性を論じることは「道徳法則が間違っていることを証明するもの」として否定することと同義であり、道徳法則が「絵空事でしかなく、その目的とするところは内実がない虚構でしかなく、したがってそれ自体間違いである」と結論づけることにほかならなかった (IV 114)。「最高善」の可能性を前提としない議論は、「結果として人間は道徳性ではなく〔感性的かつ偶然的な〕幸福に依拠して生きるしかない」という帰結へと人間の思考を導いてしまうのである。それでは、人間の「道徳性」に対して「最高善」概念における「神」の理念の要請は、どのような意味を含んでいると言えるだろうか。

「最高善」の促進において「神」の理念を要請するというカントの議論においては、「意志の自律」に基づく「道徳性」の展開を、「最高善」の促進という論点を契機として、「希望」の問題、すなわち「徳」と「幸福」の一致の可能性の問題と結びつけているという点が重要であると考えられる。というのも、「徳」と「幸福」の一致がいかんして可能となるかという問題を「希望」の領域に位置づけることは、「道徳性」を棄却

して偶然的な「幸福」を意志の第一の根拠として生きなければならないとする「意志の他律」の立場を排除しつつ、「道徳性」の基盤である「意志の自律」を擁護するからである。「道徳性」から導かれる「最高善」の概念を「神」の理念と結合させて——意志の対象ではなく——「希望」の問題の範疇として扱ったカントの意図の一つは、「他律」と「自律」とを明確に区別しつつ、人間における「道徳性」を、「意志の自律」に基づくものとして位置づけることにあったと考えられる。カントにおける「神」の理念は、「意志」の対象を「希望」の文脈に置き換えることによって「自律」を擁護する。「神の現存在」は理性の要請であるが、「神〔あるいは、そのような世界創始者〕」の理念を想定することによって、「最高善」と「自律」の両立が可能となるのである。

3. 「根本悪」の克服

次に、『宗教論』第一編における「素質」概念をめぐる議論を参照する。人間における「善への根源的素質 (ursprüngliche Anlage zum Guten)」³⁾と「根本悪 (das radikale Böse)」を形式的に並置し、「善の原理」が優位を獲得しなければならないとする論証のプロセスに着目することにより、人間の道徳的あり方に関する新たな議論の展開が見られると考えられるからである。

カントは、『宗教論』の第一編において、「素質」概念の内容を以下の三つの「素質」に分類している。すなわち、「動物性 (Tierheit) のための素質」、「人間性 (Menschheit) のための素質」、そして「人格性 (Persönlichkeit) のための素質」である⁴⁾。これらの三つの「素質」は、道徳法則に反しないだけでなく、積極的に「道徳法則の遵守を促進する」ということから、「善への根源的素質」と呼ばれる (VI 26-28)。これに対して「根本悪」は「人間本性の内なる生得的なものであり、人間自身が招き寄せるものであるとカントは論じている (VI 32)。

この点に関連して、山根は「根源的とは、[...] 証明をこれ以上必要としないことを意味する」(A727=B755, Anm.) という『純粹理性批判』におけるカントの記述に基づき、「根源的」という言葉について、「己の在り方を規定ないし正当化するいっそう高次の存在をもはやもたない仕方、人間という存在者をそれとして存在させる制約の特徴付けに関わる」と説明し、「根源的」という語に係る被修飾語がア・プリオリに前提とされなければならない位相にあることを意味す

ると論じている [山根 2005]。また、「生得〔的〕」という用語については、〈神からの賦与〉という契機が失われ、「出生と同時に人間の内に存在するものとして表象される」という意味を含むとともに、人間があたかも「自らある状態を始める能力」(A 532=B 560) を持つ存在者であるかのように見なさざるを得ないということを含意する概念として扱われていると論じている。そして、カントによれば以下の点が妥当する。

人間は(最も邪悪な人間ですら)、いかなる格率においてであれ、いわば反逆的に(不服従宣言をして) 道徳法則を放棄することはない。むしろその道徳的素質によって道徳法則が人間に肉薄してくるのは如何ともしがたいのであり、他の動機がこれに反対して働かないとすれば、人間は道徳法則を選択意志の十分な規定根拠として、最上格率のうちに採用していることにもなるう、すなわち道徳的に善ということになるう。(VI 36)

カントは、道徳法則を意識していながらその法則からの逸脱を格率のうちに採用していることを「悪」として論じ、経験を通して知られるような人間の在り方について考えてみるならば「人間は生来悪である」という命題は前提しうると指摘する (VI 32)。しかし、これまでの議論を踏まえるならば、「善への根源的素質」と「生得的な根本悪」は、決して同じ位相において語られるものではない。カントにおいて、「善への根源的素質」は人間の基本的な制約として、言い換えれば、あらゆる人間に一般的に妥当する条件として語られているが、「根本悪」は人間が自ら始めるようなある一定の状態を指すにとどまる。この条件は、「最も邪悪な人間」にあっても妥当する「根源的」ものなのである⁵⁾。

また、『諸学部争い』(1798)における「道徳的素質」をめぐる議論においては、この点に関してさらに踏み込んだ議論が見られる。ここでの「道徳的素質」概念は、「神的なもの」の概念および「恩寵 (Gnade)」概念との関係において議論の対象となるからである。ここでは、最終的に「素質」概念が「神的なもの」との関わりにおいて用いられるようになる過程を、カントの議論に即して論じる。

カントは、「自然本性ということ、(実践的な意味で) 一般にある目的を自らの力で達成する能力が考えられるならば、恩寵とは、自らの内的な原理、ただし

超感性的な原理(自分の義務の表象)によって行為へと規定される限りでの人間、その人間の自然本性に他ならない」(VII 43)と述べた上で、この「超感性的な原理」としての「素質」は「神性によってわれわれの内に引き起こされた善への衝動として表象される」と説明し、「われわれはこの素質を、われわれの内に自らつくり出したわけではない」と断定している (ibid.)。すなわち、『宗教論』において語られていた「善への根源的素質」は、そのようなものが人間の内にありと想定せざるを得ないという要請 (Postulat) 的位相にとどまっていたのに対して、『諸学部争い』においては、その原因は人間自身がつくり出したものではないという点にまで言及されていると言うことができる。さらにカントは以下のように述べる。

われわれの内なる道徳的素質そのものが、あらゆる理性(原因を理論的に探究する場合)を超えた高みにある起源が神的なものであることを証しており、したがって、この素質をもつことは功績ではなくて恩寵であるけれども、われわれはこの素質の発展にみずから努める必要があるのである。〔強調は原文。〕(ibid.)

ここにおいて、カントによる「道徳的素質」概念に関する説明は、「あらゆる理性を超えた高み」に行き着くとともに、「われわれの内」における「神的なもの (Göttlichkeit)」という理性の限界と向き合う点にもふれている⁶⁾。『諸学部争い』において提起された「素質」そのものの起源への問いは、「素質」概念だけでなく、人間における「道徳的あり方」の基底への問いと密接に関わると思われる。カントにおいては理性的思考の限界、すなわち「神的なもの」の位相へのまなざしが、理性的批判における「悪」に対する「善」の優位の議論を導いていると考えられるのである。

4. 「自律」概念との関係をめぐって

ここまでの議論を通じて、カントにおける「神」の理念が「自律」を擁護するものであるとともに「悪」に対する善の優位の推論から導き出されるものとして位置づけられているということを具体的に確認した。「意志の自律」に基づいた「道徳」を論じたカントにとって、「神」の理念は、「理念」ではあるが決して空虚なものではなく、「他律」への逸脱を理論的に許容

しないだけでなく、「悪」への転倒からの回復を支える位相に置かれ、「自律」と「道徳性」の関係を確固たるものとして結びつける理念なのである。

ここで、宇都宮や量は、カントの晩年の手稿がまとめられた『オプス・ポストゥムム』⁷⁾において「神」の概念をめぐる思考についてもう一段の深化が見られることを指摘している[宇都宮 1998 : 301f.] [量 1997 : 333f.]。宇都宮は、「神は諸義務の定言命法の主体であり、それゆえこれらの諸義務は神的命令と呼ばれる」(XX I 22)、「神の概念は、道徳的実践的理性の原理である。すなわち、あらゆる人間の諸義務を神的命令として見なすこと」(XX I 50)、さらに「神は外なる実体として表象されてはならず、私の内なる最高の道徳的原理として表象されなければならない」(XX I 144)といった箇所而言及しつつ、「道徳法則は人間の純粹実践理性によって立法されるが、しかしこの純粹実践理性を人間に付与したのは神である」という帰結を導出している[宇都宮 1998 : 302]。しかし、ここで言及されている内容は「意志の自律」に対して「神」が取って代わるということではないだろう。むしろ、「定言命法の主体」として考えられた「神」が「外なる実体として表象されてはならない」というカントの議論は、「意志の他律」として見られる限りでの「神的命令へのたんなる服従」を明確に排除していると言える。「神」を「定言命法の主体」として考えること、人間の義務を「神的命令」として見なすこと、そしてそのように立法する「神」を「外なる実体として表象されてはならない」と語ること、このような場合におけるカントの「神」は、「意志の自律」をいわば間接的に擁護する存在でも、「悪」という契機を通じて顕在化するような消極的な存在でもない。「定言命法の主体」として、あるいは「最高の道徳的原理」として、人間の道徳的あり方において直接的に関係する「神」である。ここにおいて、人間の道徳的あり方と、「意志の自律」における「神」との関係が捉え直されできると考えることができる。

また、量もカントの遺稿から、「私とは異なり、作用の因果—関係（因果的結合）において私の上に立つ[……]ある存在者が私の内に存在している。[……]ところで、人間である自分自身がこの存在者なのであり、[……]この説明しがたい内的性質が、一つの実事、すなわち定言的義務命法[……]によって顕わになる」(XX I 25)という一節を引用し、「定言的命法」という「一つの実事」を通じて、人間の「内的性質」が明らかになるということ⁸⁾を論じている[量 1997 :

336f.]。この点において、「定言命法」は、人間の「内的」あり方を明らかにする契機でもあると言える。

このような議論を前提とするならば、以下のように言うことができるだろう。すなわち、カントの「神」は、人間の行為の「善」と「悪」とに関わらず、理性の原理として常に「理性」とともにあるのであり、「意志の他律」にあるときは、自らの内に隠された他律的動機を浮き彫りにし、行為の道徳性の判定においては、「良心」とも呼ばれうるのである⁹⁾。ここで「神」を想定することは、決して外部からの他律としては考えられていない。カントの言う「神」は、「外的に命令、強制する神」ではない。さらに言えば、カントにとっての人間とは、「自律」という用語にすでに含まれているように、自ら法〔則〕を定立する存在である。それゆえ、「自律」の概念は「神」の理念ときわめて近い位置にあるとすることが可能である。「内なる道徳法則」を思考することは、「内なる神」を思考することに結びついている。したがって、「内なる神」を考えることは、自己自身の道徳性の自己吟味そのものなのである。このように、カントにおける「神」の理念の展開は、「自律」概念¹⁰⁾そのものの展開と呼応していると言える。

5. おわりに

ここまで、カントにおける「最高善」概念と、「神」の理念あるいは概念を検討することを通じて、「自律」概念および「自律」に基づく人間の道徳的あり方の捉え直しを試みてきた。「最高善」の概念および「神」の理念は「意志の自律」を退けるものではなく、反対に「意志の他律」を排除するという点において「自律」を擁護するものである。また、「神」の理念は、「悪」との関係において、「善」をその根源において回復させる位相に位置づけられる。さらに、「最高の道徳的原理」として表象されるべき「神」は、道徳性の自己吟味そのものを可能とするものでもある。カントが現代のような時代を想定していたかどうかを知ることはできない。しかし、このような視点を軸とした現代の諸問題へのアプローチの例として、たとえば、全体主義に対するティリッヒの立場を挙げることができる。このような「自律」、「理性」および「道徳性」と「神」の結びつきを示す思想の背景を探りつつ、このような諸概念を結びつけて批判的に思考することが現代においてどのような役割を担い得るかという点を考察することが、今後の課題である。

注

- 1) ただし、このように「道徳性」と「神」の理念との関係を論じようとする主題はカントにおいて初めて提起されたものではないという点については注意されなければならない。むしろこのような主題は、とりわけアウグスティヌス以降、広義の中世キリスト教神学およびそれと密接な関連をもつ哲学において、救済史観等の文脈のなかで繰り返し取り上げられてきた問題であり、この意味で「神」をめぐる視点についてカントのみに見られる特殊性を探究することはきわめて難しいと言えるかもしれない。しかし、『純粋理性批判』における「神の現存在の証明」の吟味、また「道徳」を起点として「宗教」を考えるという枠組みは、カントの思想の根底に横たわっている批判的思考が生み出したものであり、この点がカントの「神」の理念における固有な位相を考察する可能性につながっていると思われるのである。
- 2) それゆえ、カントにおける「神の現存在」は「意志の他律」ではなく、「意志の自律」を道徳性の原理の根底に置いた際に導き出される必然的な要請となるのである。
- 3) 「根源的素質」という概念自体は『宗教論』以前にも見られ、たとえば『世界市民的見地における普遍史の理念』(1784)においては、「個々の主観には複雑で不規則なもの目に映るものが、人類全体としては、人間の根源的素質が緩やかであっても常に継続して発展しているものとして認識される」など、三箇所用例が見られる(VIII 17)。しかし、本稿はこの点を掘り下げるものではない。重要なことは、「根源的素質」の概念が超感性的理念として扱われていたという事実である。
- 4) 「動物性のための素質」は、生命を有するがゆえに必然的に宿すところとなる、生命の種の保存とかかわる素質である。これは、「自然的で機械的に過ぎない自己愛、すなわち理性を必要としない自己愛〔強調は原文〕」(VI 26)を特徴とすると述べられている。また、「人間性のための素質」は、「生けるものであると同時に理性的なものとしての人間〔強調は原文〕」(ibid.)における素質であり、「(理性を必要とするような)自然ではあるが比較する自己愛〔強調は原文〕」(VI 27)としてあらわれるとされている。したがって、他の人との優劣関係や競争にかかわる。さらに、「人格性のための素質」は、「理性的であると同時に引責能力ある存在者としての人間〔強調は原文〕」(VI 26)に備わる素質であり、「道徳法則への、それだけで選択意志の十分な動機である尊敬の感受性〔強調は原文〕」(VI 27)であると定義づけられている。これは、他の二つの素質と異なり、「悪」が全くそこに接ぎ木されないような素質であるとされている。
- 5) また、谷田は『宗教論』における「人間本性」および「根本悪」の関係について、『教育学』との連関を含めて論じている〔谷田1994〕。
- 6) カントは、「罪(人間の自然本性における邪悪さ)のゆえに、罰を定めた法が(奴隷に適用するかのよう)に必要となったのだが、寵恩(すなわちこれは、善への根源的素質がわれわれの内にあるという信仰を通して、そして、神の子において示される、神意にかなった人間性の事例を通して生まれてくる、この善が発展するという希望である)は、われわれが自らの内でこれを働かせさえすれば、すなわち、あの聖なる事例に似た生き方を望む心術を能動的にさえすれば、われわれ(自由な者としての)の内でもつ

と強力になり得るし、また強力になるべきなのである」(ibid.)とも述べている。

- 7) カントの『オプス・ポストウム』については、他にも福谷〔2009〕と内田〔2005〕の研究を参照。この遺稿集は、主として1796年から1803年頃に書かれたものとされており、福谷は、これを「極めて混沌たるもの」であるが、「かつての研究者たちによってまず注目された自然科学上の個別問題の具体化であると同時に、その正反対の方向への試み、すなわち、「超越論哲学の最高点」を突き止めようとする、そのための様々な試行錯誤なのである」とし、特に「神」に関わる箇所については、その定義そのものは「極めて伝統的」であるが、「道徳的実践的理性」といった語の用法から、「まったくカント哲学独自の見地に移行」しており、『実践理性批判』および『宗教論』における記述との連続性が確認できるとしている〔福谷 2009 : 208f.〕。また、内田は『オプス・ポストウム』を自我論との関わりから「自己定立論 (Selbstsetzungslehre)」として読み直す試みを提起している〔内田 2005 : 174f.〕。
- 8) ここで量は「人間理性の自律 (Autonomie) と神律 (Theonomie) との不一不二性」を論じ、「徹底的に自律的であることは、徹底的に神律的であり、また、徹底的に神律的であることは、徹底的に自律的である」という考えを提案し、「他律」を「自律と神律とが不一不二なるものとして扱えられていないとき」に生じる事態として論じている〔量 1997 : 340〕。
- 9) このような「良心」と「神」の関係について、小野原は「我々は、悪や不正に近づいたとき、とりわけそれを為してしまったときに、良心という名の我々の内なる神に出会う。[...] (カントは) 良心=神の問題にこだわった。こうまでしてカントが守ろうとしたのは、善ではなく悪を介した、神へと至るもう一つの道だったと言っているのではないだろうか」と論じている〔小野原 2001〕。
- 10) 注目すべきなのは、このような「神」と「自律」、「神」と「人間」の関係を不可分のものとして考えるところに、ティリッヒ (Paul Tillich 1886-1965) が全体主義への対立原理を見出しているという点である。ここでティリッヒが指摘するのは、「法」が「われわれの真の存在としてわれわれの内部にある」という意味での「自律 (Autonomie)」の危機である。ティリッヒは、全体主義を支えている要因に、人間の思考に潜む恐怖心や不安を看取する。自律的思考への恐怖や不安から何らかの実体化された権力を求めるようになり、そのために自らの思考そのものを停止させてしまうのである。この自ら思考するという契機を回復させるのがティリッヒにおける「宗教的次元」、あるいは「神律的次元」であると考えられるのであり、それゆえカントの提起するような自律の人間の概念は、全体主義克服の端緒を示していると思われるのである〔Tillich 1967〕。

文献

* 本稿におけるカントの著作からの引用は、アカデミー版カント全集 (*Kant's gesammelte Schriften*, Herausgegeben von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften, Berlin, 1900ff.) により、ローマ数字で巻数を、続けてアラビア数字で頁数を示す。ただし、『純粋理性批判』からの引用については、慣例に従い、第

- 一版の表記をA、第二版の表記をBとし、その後に頁数を示す。なお、邦訳については、岩波書店版および理想社版の『カント全集』を適宜参照した。
- Kritik der reinen Vernunft*, Bd. IV (Bd. III), 1-252 (1-552), 1781 (1787).
- Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Bd. IV, 385-463, 1785.
- Was heißt: Sich im Denken orientieren?*, Bd. VIII, 131-147, 1786.
- Kritik der praktischen Vernunft*, Bd. V, 1-163, 1788.
- Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft*, Bd. VI, 1-202, 1793 (1794).
- Anthropologie in pragmatischer Hinsicht*, Bd. VII, 117-333, 1798.
- Logik. Ein Handbuch zu Vorlesungen*, Bd. IX, 1-150, 1800.
- Über Pädagogik*, Bd. IX, 437-499, 1803.
- Cassirer, E. 1918. *Kants Leben und Lehre*. Berlin. (門脇卓爾・高橋昭二・浜田義文 [監修] 1986. 『カントの生涯と学説』東京：みすず書房.)
- 1951. *The Philosophy of the Enlightenment*. Princeton. (中野好之 [訳] 1962. 『啓蒙主義の哲学』東京：紀伊国屋書店.)
- Caswell, M. 2006. Kant's conception of the highest good, the *Gesinnung*, and the theory of radical evil. *Kant-Studien* 97: 184-209.
- DiCenso, James J. 2013. The concept of *Urbild* in Kant's philosophy of religion. *Kant-Studien* 104: 100-132.
- Grimm, Stephen R. Kant's argument for radical evil. *European Journal of Philosophy* 10: 160-177.
- Kaulbach, F. 1969. *Immanuel Kant*. Berlin. (井上昌計 [訳] 1978. 『イマヌエル・カント』東京：理想社.)
- Löttsch, F. 1978. *Vernunft und Religion bei Kant*. Köln.
- Pasternack, L. 2011. The development and scope of Kantian belief: The highest good, the practical postulates and the fact of reason. *Kant-Studien* 102: 290-315.
- Sala, G. 1989. *Kant und die Frage nach Gott*. Berlin.
- Schweitzer, A. 1889. *Die Religionsphilosophie Kants von der reinen Vernunft bis zu Religion innerhalb der Grenzen der blossen Vernunft*. Freiburg.
- Tillich, P. 1967. *Perspectives on the 19th and 20th Century Protestant Theology*. New York. (佐藤敏夫 [訳] 1976. 『近代プロテスタント思想史』東京：新教出版社.)
- Wood, A. 1970. *Kant's Moral Religion*. Ithaca.
- 伊古田理. 2012. 「カントと「希望」の哲学の可能性」『千葉工業大学研究報告 人文編』(通巻49号), 41-51.
- 石浜弘道. 2002. 『カント宗教思想の研究』東京：北樹出版.
- 内田浩明. 2005. 『カントの自我論——理論理性と実践理性の連関』京都：京都大学学術出版会
- 宇都宮芳明. 1998. 『カントと神』東京：岩波書店.
- 2006. 『カントとの啓蒙精神——人類の啓蒙と永遠平和にむけて』東京：岩波書店.
- 大森一三. 2013. 「カント「教育論」における「道徳化」の意味とその射程——「理性の開化」と「世界市民的教育」の関係——」『教育哲学研究』(通巻107号), 79-96.
- 小倉志祥. 1972. 『カントの倫理思想』東京：東京大学出版会.
- 小野原雅夫. 2001. 「カント良心論の体系的な位置づけ：神へと至るもう一つの道」『福島大学教育学部論集. 人文科学部門』(通巻70号), 1-10.
- 倉本香. 2004. 『道徳性の逆説——カントにおける最高善の可能性——』京都：晃洋書房.
- 2012. 「カント宗教論における根本悪と自由について」『大阪教育大学紀要』(通巻61巻, 第1号), 19-34.
- 坂部恵. 1976. 『理性の不安 カント哲学の生成と構造』東京：勁草書房.
- 坂部恵・佐藤康邦(編) 2008. 『カント哲学のアクチュアリティー——哲学の原点を求めて——』京都：ナカニシヤ出版.
- 澁谷久. 1994. 『カント哲学の人間学的研究』東京：西田書店.
- 鈴木晶子. 2006. 『イマヌエル・カントの葬列 教育的眼差しの彼方へ』東京：春秋社.
- 鈴木宏. 2009. 「カントの教育思想にみる強制と自由との両立可能性」『教育哲学研究』(通巻99号), 63-82.
- 谷田信一. 1994. 「カントの教育学的洞察——その背景・内容・意義——」『現代カント研究5』カント研究会 樽井正義・円谷裕二(編), 135-163. 京都：晃洋書房.
- 田原彰太郎. 2008. 「行為の道徳的判定の基準——「考えることにおける矛盾」について——」『日本カント研究 9 カントと悪の問題』日本カント協会(編), 157-172. 千葉：理想社.
- 中沢哲. 2001. 「カントにおける道徳教育方法論の思考法」『教育哲学研究』(通巻83号), 60-75.
- 量義治. 1986. 『カント哲学とその周辺』東京：勁草書房.
- 1990. 『宗教哲学としてのカント哲学』東京：勁草書房.
- 1997. 『批判哲学の形成と展開』千葉：理想社.
- 檜垣良成. 2011. 「カント実践哲学における「判定」原理と「執行」原理の区別のゆくえ——理性の事実と尊敬の感情——」『日本カント研究 12 カントと日本の哲学』日本カント協会(編), 159-176. 千葉：理想社.
- 広瀬悠三. 2010. 「カントの教育思想における幸福の意義——「感性的な幸福」と「最高善における幸福」の間で——」『教育哲学研究』(通巻101号), 100-117.
- 福谷茂. 2009. 『カント哲学試論』東京：知泉書館.
- 保呂篤彦. 2008. 「根本悪の克服——個人における, また人類における——」『日本カント研究 9 カントと悪の問題』日本カント協会(編), 29-43. 千葉：理想社.
- 森田伸子. 2013. 「近代教育と形而上学——啓蒙思想再論」『教育思想史で読む現代教育』森田尚人・森田伸子(編), 3-34. 東京：勁草書房.
- 宮島光志. 2010. 「実践的幸福論としてのカント人間学」『日本カント研究 11 カントと幸福論』日本カント協会(編), 25-42. 千葉：理想社.
- 宮谷宣史. 2005. 『アウグスティヌスの神学』東京：教文館.
- 宮村悠介. 2013. 「理想論の倫理的射程——人格の倫理学のために——」『日本カント研究 14 カントと政治哲学の可能性』
- 山口匡. 1995. 「カントにおける教育学の構想とその方法論的基礎——理論=実践問題と《judiziös》な教育学——」『教育哲学研究』(通巻71号), 73-86.
- 山口祐弘. 1996. 『カントにおける人間観の探究』東京：勁草書房.
- 山根雄一郎. 2005. 『《根源的獲得》の哲学——カント批判哲学への

新視角』東京：東京大学出版会。

脇坂真弥. 1998. 「カントの自由論」『宗教研究』（通巻317号）, 51-74.

(指導教員 田中智志教授)